

計 算 書 類

(2021年4月 1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
4. 個 別 注 記 表

アイフルギャランティー株式会社

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,033	流 動 負 債	3,644
現金及び預金	113	買掛金	479
割賦売掛金	14,739	未払金	191
保証実行売掛金	7	預り金	40
支払承諾見返	133	割賦利益繰延	2,566
未収入金	403	未払法人税等	32
未収収益	4	仮受金	0
前払費用	1	支払承諾	133
貯蔵品	0	1年内返済予定の長期借入金	200
貸倒引当金	△370	固 定 負 債	10,760
		長期借入金	10,760
固 定 資 産	158	負 債 合 計	14,404
有形固定資産	6	純 資 産 の 部	
建物附属設備	2	株 主 資 本	787
工具器具備品	4	資 本 金	110
無形固定資産	45	資 本 剰 余 金	40
ソフトウェア	45	資 本 準 備 金	40
投資その他の資産	106	利 益 剰 余 金	637
長期前払費用	1	その他利益剰余金	637
敷 金	0	繰越利益剰余金	637
出 資 金	0		
繰延税金資産	104	純 資 産 合 計	787
資 産 合 計	15,192	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,192

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
個別信用購入あっせん収益	1,258	
受 取 保 証 料	17	
受 取 手 数 料	38	
遅 延 損 害 金	6	
償 却 債 権 取 立 益	0	
そ の 他 の 営 業 収 益	2	1,323
販売費及び一般管理費		788
営 業 利 益		535
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	0	
そ の 他	0	0
営 業 外 費 用		
雑 損 失	0	0
経 常 利 益		535
税 引 前 当 期 純 利 益		535
法人税、住民税及び事業税	218	
法 人 税 等 調 整 額	△59	158
当 期 純 利 益		376

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	その他利益 剰 余 金		
当事業年度期首残高	80	70	260	410	410
事業年度中の変動額	30	△30			
当期純利益			376	376	376
事業年度中の変動額合計	30	△30	376	376	376
当事業年度末残高	110	40	637	787	787

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。
なお、耐用年数は次の通りであります。

建物	10～18年
工具器具備品	2～10年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

割賦売掛金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般営業債権については、貸倒実績率を勘案し、必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 割賦販売に係る収益の計上基準

アドオン方式による顧客手数料につきましては、契約時に一括して「割賦利益繰延」に計上し、請求期到来のつど収益計上しております。
なお、収益の期間配分方法は、7・8分法によっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益

当社において、顧客との契約から生じる収益である加盟店手数料等は、以下の5ステップアプローチに基づき、履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

顧客との契約から生じる収益の履行義務に関する情報は以下の通りです。

一時点で充足される履行義務

加盟店手数料につきましては、顧客のショッピング取引時に、決済サービスの提供という履行義務が充足されるため、同時点で個別信用購入あっせん収益として収益を認識しております。

なお、上記収益は顧客との契約に基づき計上しており、約束した対価の金額に変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

4. 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等は長期前払消費税等に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は発生年度に費用処理しております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております

なお、当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」の適用に伴う変更

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、財務諸表へ与える影響はありません。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,000	—	—	3,000

4. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する記載」の「3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。